

藤枝市止水板等設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浸水による住居等への被害の軽減を図るため、住居等に止水板を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居等 藤枝市内の住居、店舗兼住居その他これらに類する建築物をいう。
- (2) 止水板 住居等への浸水を防止し、及びその被害を軽減させるために設置するもので、次に掲げる条件の全てを満たすものをいう。
 - ア 金属、合成樹脂等の浸水に耐えられる素材であること。
 - イ 取外し又は移動が可能な構造のものであること。
 - ウ 繰返し使用することが可能なものであること。
 - エ 止水板、簡易止水板等として販売されている製品であること。
- (3) 止水板施設 止水板の設置により当該止水板の効用を発揮させ、又は当該止水板と一体的に止水機能を有する施設をいう。
- (4) 止水板等 前2号のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれか又は全てを行うものとする。

- (1) 止水板等の購入
 - (2) 止水板等を設置するための工事
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象事業としない。
- (1) 国、他の地方公共団体等が行うもの
 - (2) 移転補償等機能回復により行うもの
 - (3) 売買等を目的とした建築物等に行うもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住居等の所有者又は使用者（止水板等を設置することについて当該住居等の所有者の承諾を得ている者をいう。）
- (2) 藤枝市税を滞納していない者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者
- (4) その他市長が補助対象者として適当と認めた者
（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

3 補助金の交付は、一の住居等につき1回を限りとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、次に掲げる書類を添えて、止水板等設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 止水板等設置場所の位置図
- (2) 住居等の配置図に止水板又は止水板施設の設置箇所を示した図面
- (3) 止水板等の構造図
- (4) 見積書の写し
- (5) 止水板等設置前の現場写真（状況が把握できるもの）
- (6) 誓約書兼同意書（第8号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、補助金の交付を決定したときは、止水板等設置事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は設置を中止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業完了後、止水板等を適正に維持管理し、効用発揮に努めること。
- (3) 止水板等を設置した日から起算して10年を経過する前に撤去してはならないこと。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。
- (4) 補助対象事業が予定する期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金により設置した止水板等については、当該住居等の敷地が譲渡されたときは、当該譲受人に対して、当該施設の維持管理の方法等について必要な説明を行うよう努めるものとする。

(変更承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(第12条において「補助事業者」という。)は、補助対象事業の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更(中止)承認申請書(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真(補助対象施設を変更する前の状況が分かるもの)
- (2) 住居等の配置図に止水板等の設置箇所を示した図面
- (3) 止水板等の構造図(変更後のもの)
- (4) 見積書の写し(変更後のもの)
- (5) 止水板等設置事業費補助金交付決定通知書の写し
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象事業の変更(中止)承認申請があった場合は、その内容を審査し、変更の承認をするときは、変更(中止)承認書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、止水板等の購入又は設置工事が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに止水板等設置完了報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 設置写真又は工事写真（止水板等を購入した場合は、設置前と設置後の様子が分かるもの。工事を要した場合は、施工前、施工後の写真を添付すること。）

(2) 領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるか審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、止水板等設置事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の通知を受領した補助事業者は、通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに止水板等設置事業費補助金請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

止水板等設置事業費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

設置（施工）場所	藤枝市	
設置概要	止水板等の購入 ・ 止水板等の設置に必要な工事	
止水板等の構造 形状概要		
工事（購入）額	円	
補助金交付申請額	円	
着手（購入）予定日	補助金交付決定日	
完成（納品）予定日	年 月 日	
施工（購入）予定業者	住 所	
	施工（購入）業者名	

添付書類

- (1) 止水板等設置場所の位置図
- (2) 住居等の配置図に止水板又は止水板施設の設置箇所を示した図面
- (3) 止水板等の構造図
- (4) 見積書の写し
- (5) 止水板等設置前の現場写真（状況が把握できるもの）
- (6) 誓約書兼同意書（第 8 号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



止水板等設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった止水板等設置事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市止水板等設置事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

藤枝市長 宛

住所

申請者 氏名又は名称

電話番号

変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた止水板等設置の計画を次のとおり変更（中止）したいので、承認されるよう関係資料を添えて申請します。

1 計画変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

3 補助金額の変更

- (1) 変更後 _____ 円
(2) 変更前 _____ 円
(3) 差引額 _____ 円

添付書類

- (1) 写真（補助対象施設を変更する前の状況が分かるもの）
(2) 住居等の配置図に止水板等の設置箇所を示した図面
(3) 止水板等の構造図（変更後のもの）
(4) 見積書の写し（変更後のもの）
(5) 止水板等設置事業費補助金交付決定通知書の写し
(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



変更（中止）承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった藤枝市止水板等設置事業費補助金の変更（中止）について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

2 承認の金額 _____ 円

年 月 日

藤枝市長 宛

住所

申請者 氏名又は名称

電話番号

止水板等設置完了報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた止水板の設置が下記のとおり完了しましたので報告します。

1 設置場所 藤枝市

2 設置施設

該当項目	設置概要	設置数
	止水板等の購入	枚
	止水板等の設置に必要な工事	箇所

3 完了年月日 年 月 日

4 設置に要した費用 _____円

- 5 添付書類
- (1) 設置写真又は工事写真（止水板等を購入した場合は、設置前と設置後の様子が分かるもの。工事を要した場合は、施工前、施工後の写真を添付すること。）
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



止水板等設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号により決定した補助金の交付について、
次のとおり交付額を確定したので、藤枝市止水板等設置事業費補助金交付要綱第
1 1 条の規定により通知します。

なお、速やかに止水板等設置事業費補助金請求書の提出をお願いします。

交付確定金額 _____ 円

第7号様式（第12条関係）

藤枝市長 宛

住所

申請者 氏名又は名称

㊞

電話番号

止水板等設置事業費補助金請求書

年 月 日付け第 号により補助金の交付額の確定の通知があった補助金について、藤枝市止水板等設置事業費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額 _____ 円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名称	(該当するものを○で囲んでください) 銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	口座の種類	普通 ・ 当座 (該当するものを○で囲んでください)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

誓約書兼同意書

年 月 日

藤枝市長

申請者

住所

氏名

藤枝市止水板等設置事業費補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約及び同意します。

記

- 1 市税の滞納がないことを確認することに同意します。
- 2 暴力団又は暴力団員ではないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にないことを誓います。
- 3 事業完了後は、止水板等を適正に維持管理し、効用発揮に努めること並びに事故防止及び安全対策に努めることを誓います。
- 4 万一、事業完了後に止水板等の変形、破損等が生じた場合又は止水板等の異常から第三者、建物等に事故、問題等が生じた場合においても、藤枝市はその責任を負わないことに同意します。